

青森県報

第二千八百八十二号

平成二十年
一月十六日
(水曜日)

目次

規 則

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 (団体経営改善課) …… 一

告 示

農業振興地域の指定の一部改正 (構造政策課) …… 一

右 同 (林政課) …… 二

保安林の指定施業要件の変更予定 (林政課) …… 二

右 同 (林政課) …… 二

右 同 (林政課) …… 二

右 同 (林政課) …… 二

右 同 (林政課) …… 三

右 同 (林政課) …… 三

右 同 (林政課) …… 三

右 同 (林政課) …… 三

右 同 (林政課) …… 三

右 同 (林政課) …… 三

右 同 (林政課) …… 三

右 同 (林政課) …… 三

右 同 (林政課) …… 三

右 同 (林政課) …… 三

右 同 (林政課) …… 三

右 同 (林政課) …… 三

右 同 (林政課) …… 三

規 則

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第一号

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

青森県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年三月青森県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「年 〇・四パーセント」を「年 〇・六パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県農業近代化資金利子補給規則の規定は、平成十九年十二月十九日以後において貸付けのなされる農業近代化資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている農業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

告 示

青森県告示第二十六号

昭和四十六年二月二十日青森県告示第百三十九号(農業振興地域の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

「および所轄農業事務所」を「及び所轄地域県民局」に改め、14を削り、15を14とする。

青森県告示第二十七号

昭和四十八年十月二十七日青森県告示第七百七十二号(農業振興地域の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

「所轄農林事務所」を「所轄地域県民局」に改め、表の3東北地域の項を次のよう

に改める。

3 東北地域	<p>東北町のうち次に掲げる区域を除く区域 字乙供、字柳沢、字膳前、字乙供山、字上笹橋、字鷹沢、 字塔ノ沢山、字外姥沢西平、字内姥沢道ノ上及び字下笹橋の 区域内の土地であつて、次の図面の緑色で着色した部分に該 当する区域 旭北一丁目、旭北二丁目、旭北三丁目、旭北四丁目、旭南 一丁目、旭南二丁目、旭南三丁目、旭南四丁目、上北北一丁 田、上北北二丁目、上北北三丁目、上北南一丁目、上北南二 丁目、上北南三丁目、上北南四丁目及び大字上野字新堤向の 区域内の土地であつて、次の図面の緑色で着色した部分に該 当する区域 国有林野（ただし、横沢山国有林1092林班1<small>1</small>、小1班及び水 小1班、横沢第一国有林1247林班及び1248林班並びに横沢第二 国有林1260林班、1272林班、1279林班、1280林班、1301林班 は、小1班及び水小1班並びに1302林班を除く。）の区域</p>
--------	---

青森県告示第二十八号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十二条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 青森市大字内真部字内真部山一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
 水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第二十九号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十二条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 青森市大字新城字平岡一の一（次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的
 干害の防備

- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第三十号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年

年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青森市大字新城字平岡一の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第三十一号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青森市大字鶴ヶ坂字鶴ヶ坂山一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第三十二号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青森市大字横内字前岳一の七、字八重菊八〇

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市

役所に備え置いて縦覧に供する。(

青森県告示第三十三号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青森市大字前田字前田山一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一間屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭